

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	1375-200-0293-5 (M109J)	仕 様 書 番 号	
6号電気雷管		GW-Y769303D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成11年 9月 6日
		変 更	令和 4年 5月17日
		作成部隊等名	補給統制本部 弾薬部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が使用する6号電気雷管（以下，“雷管”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、JIS K 4806及びGW-CG-Y710103による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS H 3100 銅及び銅合金の板及び条

JIS K 4806 工業雷管及び電気雷管

b) 仕様書

GAM-CG-Z190001 陸上自衛隊弾薬類包装共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GW-CG-Y710103 陸上自衛隊火砲弾薬共通仕様書

c) 法令等

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

a) 契約の相手方は，“火薬類取締法”並びにこれらの関連規則を遵守しなければならない。

b) 雷管は、JIS K 4806に規定する瞬発電気雷管とする。

2.2 材料・部品

材料及び部品は、次によるほか、JIS K 4806による。

a) 管体は、JIS H 3100に示すC2051又はこれと同等以上のものとする。

b) 起爆薬は、ジアゾジニトロフェノール（DDNP）爆粉とする。

c) 脚線の心線は、銅線とし、長さ1.5 mを標準とする。

2.3 製造方法・加工方法

製造方法及び加工方法は、次によるほか、GW-CG-Y710103の2.2による。

- a) 脚線は、管体に密封するための結合そくせん（ゴム又は合成樹脂）で結合し、管体の口部は、リング締めとし、確実に防湿処置を講ずる。
- b) 脚線の心線は、合成樹脂で絶縁防水加工を施す。

2.4 外観

外観は、変形、きず、さびなどの有害な欠陥があつてはならない。また、汚れ、油脂類、異物などの付着があつてはならない。

3 品質保証

3.1 ロット

雷管の1ロットは、GW-CG-Y710103の3.1による。

3.2 試験方法

試験方法は、JIS K 4806による。

3.3 判定基準

判定基準は、JIS K 4806による。

3.4 監督・検査

監督及び検査は、GW-CG-Y710103の3.4～3.6による。

4 出荷条件

出荷条件は、次によるほか、GW-CG-Y710103の**箇条4**とし、細部は、承認図面による。

- a) 包装は、次による。
 - 1) 包装は、5個／20束（100個）／紙箱，20紙箱／（2000個）／段ボール箱とする。
 - 2) 紙箱は、GAM-CG-Z190001の**附属書A**を参考とする。
 - 3) 段ボール箱は、GAM-CG-Z190001の**附属書G**を参考とする。
- b) 包装の表示は、GAM-CG-Z190001の**附属書A**を参考とする。
- c) 国連番号は、**表1**とする。

表1－国連番号対照

品名	国連番号	等級	隔離区分	国連番号に対応する弾薬名		注記
				DODIC	品名	
電気雷管（爆破用のもの） DETONATORS, ELECTRIC	0030	1. 1	B	M109J	6号電気雷管	a)
注 ^{a)} “危険物船舶運送及び貯蔵規則”に定める検査に合格し，“UNマーク”を表示する。						

5 その他の指示

5.1 一般的事項

その他の指示は、5.2及び5.3によるほか、GW-CG-Y710103の**箇条5**による。

5.2 承認用図面

契約の相手方は、出荷条件（**箇条4**参照）についてGLT-CG-Z000001の**箇条6**によって承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受ける。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。